

75歳以上と65歳から74歳までで一定のしょうがいのある方が対象

# 長寿医療制度（後期高齢者医療） のお知らせ

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入されている方で保険料を年金からお支払いされている方は、8月が本年度3期目のお支払い月です。

また、納入通知書又は口座振替によるお支払いをされている方は、8月31日が第3期分の納期限となっています。

なお、平成20年度の保険料のお支払いが保険料軽減措置（均等割8.5割軽減、所得割5割軽減）により平成20年8月又は10月の年金からのお支払いで終わっていた方は、今年度の保険料のお支払い方法が以下のとおり年度途中で変わりますのでご注意ください。

【昨年8月、10月の年金で20年度保険料のお支払いが終わった方の今年度保険料のお支払い方法】

**年金**：年金からのお支払い    **口座振替**：口座振替からのお支払い    **納付書等**：納入通知書又は口座振替からのお支払い

お支払い方法	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「年金」からお支払いの方	<b>納付書等</b>	<b>納付書等</b>	<b>納付書等</b>	<b>納付書等</b>	<b>年金</b>		<b>年金</b>		<b>年金</b>	
	(9月までは納入通知書又は口座振替)				(10月以降は年金からのお支払いとなります)					
「口座振替」でお支払いの方	<b>口座振替</b>	<b>口座振替</b>	<b>口座振替</b>	<b>口座振替</b>	<b>口座振替</b>	<b>口座振替</b>	<b>口座振替</b>			

※年金の受給額が年額18万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方は、10月以降も納入通知書又は口座振替によるお支払いとなります。

※今年度仮徴収により年金からお支払いをされている方は、昨年度軽減措置の該当にならなかった方です。

## 保険料のお支払いを「口座振替」に変更できます。

口座振替への変更をご希望される方は、早来庁舎税務課又は追分庁舎総合相談室窓口へお申し出ください。

お申し出に必要なもの

「本人の保険証」又は「納付書」、「口座振替の預金通帳とお届け印」

※ご注意ください

- ①口座振替へ変更しても年間の保険料は変わりません。
- ②既に年金からのお支払いから口座振替への変更手続きをされている方は、改めてお申し出いただく必要はありません。
- ③年金からのお支払いなどから口座振替に変更となる時期はお申し出の時期により異なります。
- ④国民健康保険税を口座振替によるお支払いをされていた方が、長寿医療制度へ加入された場合は、再度口座振替の手続きが必要となります。
- ⑤保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者本人以外の口座からお支払いの場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。

問 合 せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601  
役場税務課住民税係 ☎22 2513